

CERTIFICATE OF MAILING:

I hereby certify that this correspondence is being deposited with the U.S. Postal Service as First Class Mail in an envelope addressed to Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the U.S. Patent and Trademark Office, P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 on October 25, 2004.

Anrita Lise

Dated: 10/25/04

**RECORDATION FORM COVER SHEET
PATENTS ONLY**

MAIL STOP ASSIGNMENT RECORDATION SERVICES

Director of the U.S. Patent and Trademark Office

P.O. Box 1450

Alexandria, Virginia 22313-1450

Please record the attached original document(s) or copy thereof.

1. Name(s) of conveying party(ies):

Japan Science and Technology Corporation
4-1-8, Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama, Japan

2. Name and address of receiving party(ies):

Japan Science and Technology Agency
4-1-8, Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama, Japan

3. Nature of Conveyance (i.e., Assignment, Merger, Name Change):
- Dissolution & Asset Transfer
-
- Execution Date:
- October 1, 2003

4. Application and/or Patent No(s):

(a) Application Serial No(s). Letters Patent No(s).6,263,444

(b) this document is being filed together with a new application, which was executed on:

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

NOTARO & MICHALOS P.C.
100 Dutch Hill Road
Suite 110
Orangeburg, New York 10962-2100
(845) 359-7700

Customer No.: 21706

6. Total number of applications and/or patents involved:
- 1

7. Total Fee (37 C.F.R. 3.41/\$40.00 for each patent property):
- \$ 40.00
- is enclosed.

8. The Commissioner is further authorized to charge any underpayment and/or credit any overpayment to Deposit Account No.
- 14-1431**
- .

9. To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

10/29/2004 ECOOPER 00000093 6263444

01 FC:0021

40.00 DP

Peter C. Michalos

Reg. No. 28,643

Attorney for Applicant(s)

Dated: October 25, 2004

**TOTAL NUMBER OF PAGES INCLUDING COVER SHEET, DOCUMENT AND ATTACHMENTS :14
PATENT**

REEL: 015931 FRAME: 0044

10/28/04

11-01-2004



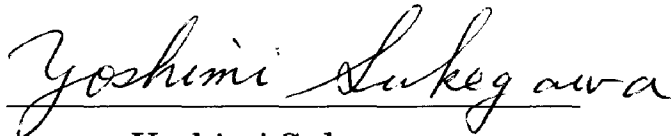
102871682

RECEIVED
OFR/FINANCE
OCT 29 10 10

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Yoshimi Sukegawa of c/o MURASE & ASSOCIATES, Nishishimbashi Tachikawa Bldg. Bekkan, 12-7, Nishishimbashi 2-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, am the translator of the documents attached and I state that the following is a true translation to the best of my knowledge and belief.

This 30th day of September, 2004.


Yoshimi Sukegawa

Certificate of All Closed Matters

4-1-8, Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama, JAPAN
JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION
 Corporate Number 0306-05-000478

Name	JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION	
Principal Office	4-1-8, Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama, JAPAN	
Date of Incorporation	October 1, 1996	
Board Member	7-22-18, Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, JAPAN President, Kazuki OKIMURA	Installed on July 16, 2001 -----
Secondary Office	1 5-3, Yonban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN	
Capital Fund	<u>JPY 628,352,421,100</u>	
	<u>JPY 628,552,421,100</u> Modified on October 23, 2002 Registered on October 29, 2002	
	<u>JPY 629,152,421,100</u> Modified on November 21, 2002 Registered on November 28, 2002	
	<u>JPY 629,952,421,100</u> Modified on February 21, 2003 Registered on February 28, 2003	
	<u>JPY 630,552,421,100</u> Modified on July 23, 2003 Registered on July 29, 2003	

Matter of Registration	Under the 3 rd paragraph of the Supplementary Provisions of Justice Ministry's Regulations No. 15 Transfer of Record as of September 30, 2002
	Dissolution as of October 1, 2003, under the Section 2(1) of the Supplementary Provisions of the law for Japan Science and Technology Agency (Law No. 158 of 2002) Registered on October 1, 2003 Closed on October 1, 2003

This is to certify all the closed matters which have been recorded in the
register.

Dated: August 2, 2004

Kawaguchi Branch Office of Saitama District Legal Affairs Bureau

Greffier Shoichi INOUE (Sealed)

Reference No. ㇿ 148446

* Deleted matters are underlined.

1/1

Certificate of All Recorded Matters

4-1-8, Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama, JAPAN
JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY
Corporate Number 0306-05-000732

Name	JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY
Principal Office	4-1-8, Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama, JAPAN
Date of Incorporation	October 1, 2003
Board Member	7-22-18, Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, JAPAN President, Kazuki OKIMURA
Secondary Office	1 5-3, Yonban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN
Capital Fund	<u>JPY 188,366,225,185</u>
	<u>JPY 188,966,225,185</u> Modified on November 20, 2003 Registered on November 27, 2003
	<u>JPY 189,666,225,185</u> Modified on January 22, 2004 Registered on January 29, 2004
	<u>JPY 189,666,225,185</u> Deleted on February 18, 2004
	<u>JPY 188,966,225,185</u> Restituted by deletion on February 18, 2004

Reference No. ㊦ 148444

*Deleted matters are underlined.

1/2

	<u>JPY 188,966,225,185</u> Deleted on February 18, 2004
	<u>JPY 188,366,225,185</u> Restituted by deletion on February 18, 2004
	<u>JPY 188,720,350,237</u> Corrected on February 18, 2004
	<u>JPY 189,320,350,237</u> Modified on November 20, 2003 Registered on February 18, 2004
	<u>JPY 190,020,350,237</u> Modified on January 22, 2004 Registered on February 18, 2004
	<u>JPY 189,981,650,237</u> Modified on February 27, 2004 Registered on March 8, 2004
	<u>JPY 190,381,650,237</u> Modified on March 23, 2004 Registered on March 29, 2004
Matter of Registration	Incorporation Registered on October 1, 2003

This is to certify all the unclosed matters which have been recorded in the register.

Dated: August 2, 2004

Kawaguchi Branch Office of Saitama District Legal Affairs Bureau
Greffier Shoichi INOUE (Sealed)

Reference No. ㇿ 148444

* Deleted matters are underlined.

2/2

一六条關係

平成一五年

た。

た。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第六條 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三号中「第十七條第二項」を「第十八條第二項」に改める。

第十三條第一項第二号及び第二十五條の表第五十五條第二項の項中「第二十四條第二項」を「第二十五條第二項」に改める。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)第三條

第七條 次に掲げる法律の規定中「第三十一條第一項第一号」を「第三十三條第一項第一号」に改める。

一 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)第三條

二 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第七項

三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)第八條

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第八條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二條第一項第六号」を「第二十三條第一項第六号」に、「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第二十二條第三項第一号」を「第二十三條第三項第一号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第二十二條第一項第二号」を「第二十三條第一項第二号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項の第三欄の第三号中「第二十二條第一項第八号」を「第二十三條第一項第八号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第十三号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正太郎
文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人科学技術振興機構法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年十二月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十八号

独立行政法人科学技術振興機構法

目次

第一章 総則(第一條―第九條)
第二章 役員及び職員(第十條―第十七條)
第三章 業務等(第十八條―第二十五條)
第四章 雑則(第二十六條―第二十八條)
第五章 罰則(第二十九條―第三十條)
附則

第一章 総則
(目的) 第一條 この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとする。

(定義)

第二條 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術(人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八條において同じ。)に関する研究及び開発(以下「研究開発」という。)の成果であつて、企業化されていないものをいう。

2 この法律において「基礎的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的研究開発

二 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業規模において実施することにより、これを企業化することができるようにすることをいう。

4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

(名称)

第三條 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二條第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

(機構の目的)

第四條 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基礎的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基礎的整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

(事務所) 第五條 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。
(資本金) 第六條 機構の資本金は、附則第三條第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文庫に係る第十八條第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文庫情報提供業務」という。)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあつては、土地等)を示すものとする。

(出資証券)

第七條 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八條 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(名称の使用制限) 第九條 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。
第二章 役員及び職員
(役員) 第十條 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十一條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
 第十二條 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

第十三條 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員及び職員)
 第十四條 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の特例)
 第十五條 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいすれかに該当する者を除く)は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十六條 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいすれかに該当する者は、役員となることができる。
 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

第十七條 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人科学技術振興機構法第十四条」とする。

第十八條 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人科学技術振興機構法第十三条及び第十四条」とする。

(役員及び職員の特例)
 第十九條 機構の役員及び職員は、第十八条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる業務に係る職務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の特例)

第二十條 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)
 第二十一條 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基礎的研究開発を行うこと。
 二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 四 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。

五 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
 六 科学技術に関する研究開発に係る交流に關し、次に掲げる業務(大学における研究に係るものを除く)を行うこと。
 イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務。
 ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く)についてあつせんする業務。

七 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に關し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資料及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く)。
 八 科学技術に關し、知識を普及し、並びに國民の関心及び理解を増進すること。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
 (区分経理)
 第二十條 機構は、文獻情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の助定(以下「文獻情報提供助定」という)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)
 第二十一條 機構は、文獻情報提供助定以外の一般の助定(以下「一般助定」という)において、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く)の財源に充てることができる。

第二十二條 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
 第三 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 4 文獻情報提供助定における通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、文獻情報提供助定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四條第一項」とし、「第十八條に規定する業務(文獻情報提供業務を除く)」とあるのは、「文獻情報提供業務」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に應じて分配するものとする。
 2 前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。
 3 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第四章 雑則

(関係行政機関の長の協力)
 第二十四條 関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

(機構の解散時における残余財産の分配等)
 第二十五條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、一般助定に属する額に相当する額を一般助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に應じて分配するものとする。
 2 前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。
 3 第一項の規定による分配の結果なお文獻情報提供助定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(主務大臣等)
 第二十六條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
 (国家公務員共済組合法の適用の特例)
 第二十七條 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の規定の適用については、同法第二十二條第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)
 第二十八條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則
 第二十九條 第十六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十條 次の各号のいすれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
 一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
 二 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
 第三十一條 第九條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條から第九條まで及び第十一條の規定 平成十五年十月一日

二 附則第十二條の規定 平成十五年十月一日

又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日(いづれか遅い日)

(事業団の解散等)

第二条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により國が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利(附則第六條の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号。以下「旧事業団法」という。)第四十九條第一項に規定する一般勘定(以下「旧一般勘定」という。)に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を遂行に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて國が承継する。

3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他当該資産の國への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日(前日に終わるもの)とする。

5 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に於ける決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七條第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

7 事業団の解散については、旧事業団法第四十九條第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行われない。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、國及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額

の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額(以下「旧一般勘定純資産額」という。)に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

3 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九條に規定する文獻情報提供勘定(以下「旧文獻勘定」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文獻勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

(持分の払戻し)

第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額)

二 前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第二條第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文獻勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

(名称の使用制限に關する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(科学技術振興事業団法の廃止)

第六条 科学技術振興事業団法は、廃止する。

(科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置)

第七条 前条の規定の施行前に旧事業団法(第三條及び第二十七條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相當する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 附則第六條の規定の施行前にした行為及び附則第二條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係る

その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第六條の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二條から第五條まで及び第七條から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の公開に關する法律の一部改正)

第十一条 独立行政法人等の保有する個人情報の公開に關する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 科学技術振興事業団の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律の一部改正)

第十二條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部を次のように改正する。

別表 科学技術振興事業団の項を削る。

御 名 御 璽

平成十四年十二月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

(号 外)
財務省印刷局発行

法律

- [illegible]

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（一六二）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会法（一六三）
- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（一六四）
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（一六五）
- 独立行政法人福祉医療機構法（一六六）
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（一六七）
- 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（一六八）
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（一六九）
- 独立行政法人雇用・能力開発機構法（一七〇）
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法（一七一）
- 独立行政法人日本貿易振興機構法（一七二）

〔政 令〕

- 公職選挙法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七二）
- 地方自治法第二百五十二条の二十六の第三項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（三七二）
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（三七三）
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七四）
- 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七五）

○高圧ガス保安法関係係手数料令の一部を改正する政令（三七六）

〔省 令〕

○雇用・能力開発機構法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五九）

九号) (総務省)

- 1 市町村の府置分合に伴う選挙権に係る住所要件の特例に関する事項
- (一) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三箇月の住所要件については、府置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算することとした。(第九条関係)
- (二) 選挙人名簿の登録要件である住民基本台帳への三箇月の登録期間については、府置分合により消滅した市町村の住民基本台帳に登録されていた期間を通算することとした。(第二一条関係)
- 2 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去に関する事項
- 市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙については、当該選挙の期日の告示の前日に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならないものとする。こととした。(第二〇一条の一四関係)
- 3 施行期日等に関する事項
- (一) この法律は、公布の日から起算して二〇日を超え、経過した日から施行することとした。(附則第一条関係)
- (二) この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第二一条の規定は、新法第二二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用することとした。(附則第二条第一項関係)
- (三) 新法第二〇一条の一四の規定は、この法律の施行の日以後を公示され又は告示される選挙について適用することとした。(附則第二条第二項関係)

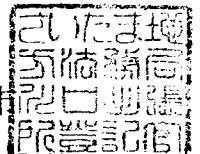
埼玉県川口市本町四丁目1番8号
独立行政法人科学技術振興機構
会社法人等番号 0306-05-000732

	金1903億8165万237円 平成16年 3月23日変更 平成16年 3月29日登記
登記記録に関する 事項	設立 平成15年10月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成16年 8月 2日
さいたま地方法務局川口出張所
登記官

井 上 庄 市



整理番号 ウ148444

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

履歴事項全部証明書

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
独立行政法人科学技術振興機構
会社法人等番号 0306-05-000732

名 称	独立行政法人科学技術振興機構		
主たる事務所	埼玉県川口市本町四丁目1番8号		
法人成立の年月日	平成15年10月1日		
役員に関する事項	東京都新宿区西新宿七丁目22番18号 理事長 沖 村 憲 樹		
従たる事務所	1 東京都千代田区四番町5番地3		
資本金	<u>金1883億6622万5185円</u>		
	<u>金1889億6622万5185円</u>	平成15年11月20日変更	平成15年11月27日登記
	<u>金1896億6622万5185円</u>	平成16年 1月22日変更	平成16年 1月29日登記
	<u>金1896億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消
	<u>金1889億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消 により回復
	<u>金1889億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消
	<u>金1883億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消 により回復
	<u>金1887億2035万237円</u>		平成16年 2月18日更正
	<u>金1893億2035万237円</u>	平成15年11月20日変更	平成16年 2月18日登記
	<u>金1900億2035万237円</u>	平成16年 1月22日変更	平成16年 2月18日登記
	<u>金1899億8165万237円</u>	平成16年 2月27日変更	平成16年 3月 8日登記

閉鎖事項全部証明書

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 科学技術振興事業団
 会社法人等番号 0306-05-000478

名 称	科学技術振興事業団	
主たる事務所	埼玉県川口市本町四丁目1番8号	
法人成立の年月日	平成8年10月1日	
役員に関する事項	東京都新宿区西新宿七丁目22番18号 理事長 沖 村 憲 樹	平成13年 7月16日就任 -----
従たる事務所	1 東京都千代田区四番町5番地3	
資本金	<u>金6283億5242万1100円</u>	
	<u>金6285億5242万1100円</u> 平成14年10月23日変更	平成14年10月29日登記
	<u>金6291億5242万1100円</u> 平成14年11月21日変更	平成14年11月28日登記
	<u>金6299億5242万1100円</u> 平成15年 2月21日変更	平成15年 2月28日登記
	<u>金6305億5242万1100円</u> 平成15年 7月23日変更	平成15年 7月29日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 9月30日移記	
	平成15年10月1日独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）附則第2条第1項の規定による解散 平成15年10月 1日登記 平成15年10月 1日閉鎖	

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成16年 8月 2日
 さいたま地方法務局川口出張所
 登記官

井 上 庄 市



整理番号 ウ148446

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/1

RECORDED: 10/28/2004

PATENT
 REEL: 015931 FRAME: 0057